

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 印紙税

印紙税で留意しておきたい事項は、つぎのとおりです。

1. 留意点

他の文書の引用	「他の文書」を引用している文書は、その「他の文書」の内容が当該文書に記載されているものとして判断します。ただし、記載金額・契約期間については、当該文書に記載されている契約金額・契約期間だけで判断します。
記載金額	月単位等で金額を定めている契約書で、契約期間の記載があるものは、月額等×契約期間の月数等が記載金額となります。 契約期間の更新の記載がある場合には、更新前の期間のみで算定します。
1 号文書（譲渡）	ノウハウは、無体財産権には含まれません。 無体財産そのものの譲渡ではなく、無体財産権の実施権又は使用権の譲渡は非課税となります。
2 号文書（請負）	請負と委任（非課税）の違いは、つぎのとおりです。 請負・・・当事者の一方がある仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約で、報酬の支払が仕事の結果と対応関係にあるもの 委任・・・仕事の内容が相手方の処理に委ねられており、仕事の成否の有無を問わずに報酬が支払われるもの
7 号文書（基本契約）	エレベーター保守契約等、通常月等の期間を単位とするものは、料金等の計算の基礎となる期間 1 単位ごと又は支払の都度ごとに 1 取引として取扱います。

2. 還付

印紙税のかからない文書に収入印紙を貼付けたり、過納付（貼付）してしまった場合には、「印紙税過誤納付確認申請書」に、誤貼付した文書を添えて、所轄税務署に提出することで、還付を受けることができます。

3. 過怠税

印紙の不貼付や不消印の場合には、過怠税（損金不算入）が課されます。

①不貼付の場合・・・納付すべき印紙税額×3 倍（※）	②不消印の場合・・・当該税額相当額
----------------------------	-------------------

※ 税務調査中に、過失を認め不納付文書の数・金額を明らかにした場合は、通常は 1.1 倍の過怠税ですみます。

お見逃しなく！

1. 印紙の節約方法

(1). 文書・手形の分割・・・（例）1 億円の金銭消費貸借契約書（印紙税額 6 万円）を、5,000 万円の契約書 2 枚（印紙税額 4 万円）にする。

(2). 原本の作成は一通とし、他方はコピーを所有する。

2. 印紙税法は日本の国内法で、その適用地域は日本国内に限られます。従って、外国で作成された契約書（最終的な署名が相手国でされる場合など）には、印紙税はかかりません。